

暮らしの困りごと 近くの民生委員・児童委員に相談

5月12日は民生委員・児童委員の日です。民生委員は、生活の悩みや心配事の相談、社会福祉の制度・サービスの案内などの支援を行っています。児童委員も兼ねており、子どもたちの見守り、子育ての不安などの相談・支援も行っています。

市では、厚生労働大臣の委嘱を受けた138人の委員が活動していますので、お困りのときは、お近くの委員にご相談ください。子育て支援を専門とする主任児童委員も相談に応じます。秘密は厳守します。

問合せ先Ⅱ社会福祉課(☎64・1371)



■ information

情報公開制度の利用状況

情報公開制度(公文書開示)の利用状況		
請求(申出)者数	16人	
開示請求(申出)件数	27件	
実施機関別の請求(申出)件数	市長部局	12件
	議会	2件
	教育委員会	6件
	その他機関※	7件
開示などの状況	開示	11件
	一部開示(一部不所在含む)	12件
	非開示	3件
	文書不所在	1件
不服申し立ての状況		1件

市は、知る権利を尊重し行政情報を公開することで、行政の透明性を確保し、市政に対する理解や信頼を深めてもらうため、公文書や自己の個人情報の開示を行っています。

個人情報開示等制度の利用状況		
請求者数	12人	
開示などの請求件数	開示	14件
	訂正・削除・利用などの中止	0件
実施機関別の請求件数	市長部局	10件
	議会	0件
	教育委員会	3件
	その他機関※	1件
開示などの状況	開示	1件
	一部開示(一部不所在含む)	8件
	非開示	0件
	文書不所在	5件
不服申し立ての状況		1件

※選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、消防長

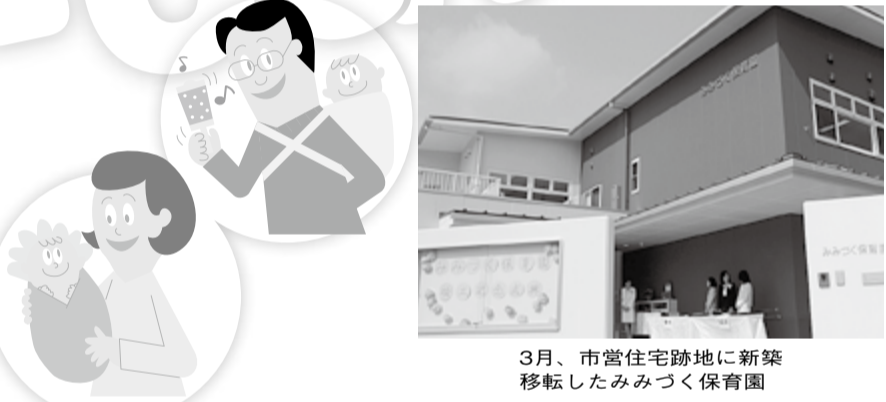
平成25年度中の利用状況を左表のとおりお知らせします。同制度の利用窓口は総務室です。気軽にご利用ください。

問合せ先Ⅱ総務室(☎64・1337)



市では、子育て中のお母さん、お父さんを応援するため、さまざまな施策に取り組んでいます。今年3月、待機児童ゼロを実現するため、市有地を提供し新築移転を支援していた私立みみづく保育園が完成。4月からは、田辺東幼稚園の園舎を利用した河原保育所の分園を増やし、両園で保育定員を約100人増やすなど計画に取り組みできました。また、平成25年から、病児保育サービスを始め、仕事と子育ての両立を希望する若い世代のニーズに応える事業も進めています。

さらに、就園前の子どもを持つお母さんが一人で子育てに悩まないよう、地域子育て支援センターや子育てひろば「ふてふて」で、保育士による相談やお母さん同士が語り合える場をつくるサポート事業も積極的に取り組んでいます。



3月、市営住宅跡地に新築移転したみみづく保育園

病児・病後児保育サービス

病児・病後児保育は、市内に在住する生後6カ月から小学校4年生までの児童が、病氣中か病氣の回復期にあり、集団保育や家庭での保育が難しい場合に預かるサービスです。詳しくは、子育て支援課に問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

問合せ先Ⅱ子育てひろば「ふてふて」(☎64・1376)

病児対応型施設
浜口キッズクリニック 「にっこにこ」 京田辺市松井ヶ丘三丁目1-9 ☎090-8653-1581 定員6人
病後児対応型施設
田辺中央病院 「やすらぎ保育園」 京田辺市田辺中央六丁目1-6 ☎65-3939 定員4人

お父さんと一緒に子育て

パパママセミナーで準備を始めよう

市は、市内に在住する妊婦とその配偶者を対象に、パパママセミナーを開きます。生まれる前から始める歯の健康づくり・お父さんになる人の妊婦体験など、一緒に子育てを考えましょう。

参加希望者は母子手帳を持参してください。

【歯科・育児編】
 ブラッシング指導・沐浴体験などを行います。
 日時Ⅱ5月15日(木)午後1時30分～4時
 場所Ⅱ保健センター
 申し込み不要

【体験編】
 お父さんの妊婦体験やお腹の赤ちゃんの心音を聞く体験などを行います。
 日時Ⅱ6月14日(土)午後1時30分～4時
 場所Ⅱ保健センター
 対象Ⅱ妊娠5カ月以上で安定期の妊婦とその配偶者必ず夫婦で申し込んでください。
 定員Ⅱ先着20組
 申込方法Ⅱ5月26日(月)から電話で受け付けします
 【申込・問合せ先】
 子育て支援課(☎64・1377)

子育てひろば「ふてふて」

子育てひろば「ふてふて」は、3歳以下の親子や妊娠中のお母さんを対象とした交流・育児相談などができる子育て支援の拠点です。子どもと一緒に遊びに来てください。

運営はNPO法人をよかぜ子育てサポートに委託しています。

開設曜日・時間Ⅱ月・火・木・金曜日、午前10時～午後3時
 場所Ⅱ京田辺市田辺久戸35・1
 駐車スペースが少ないため、公共交通機関でお越しください。
 費用Ⅱ無料
 利用方法Ⅱ初めて利用する人は来所時に申し出てください。
 問合せ先Ⅱ子育てひろば「ふてふて」(☎62・3731)

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯の経済的負担を緩和するため、国から給付金が支給されます。

市では、6月中旬に給付金の案内を郵送する予定です。

また、詳しい手続き方法は広報京たなべ6月15日号で改めてお知らせします。

案内が届いたら内容を確認し、該当する場合は手続きをお願いします。ただし、子育て世帯臨時特例給付金の対象となる公務員は、勤務先からの案内になります。

対象Ⅱ次のすべてを満たす人

▼平成26年1月1日現在、本市の住民基本台帳に記載されている▼平成26年度の市民税が課税されていない▼市民税が課税される人の扶養親族になっていない▼生活保護を受けていない

支給額Ⅱ1人につき1万円
 問合せ先Ⅱ子育て支援課(☎64・1376)

対象Ⅱ次のすべてを満たす人

▼平成26年1月1日現在、本市の住民基本台帳に記載されている▼平成26年1月分の児童手当・特別給付を受給した▼平成25年の所得が児童手当の所得制限額を超えない▼臨時福祉給付金の対象でない▼生活保護を受けていない

支給額Ⅱ児童手当の対象児童1人につき1万円
 問合せ先Ⅱ子育て支援課(☎64・1376)

特別障害者・障害児福祉手当 重度の障がいがある人を支援

市は、特別障害者・障害児福祉手当を支給しています。新たに該当すると思われる人は相談してください。申請には医師の診断書が必要な場合があります。

【特別障害者手当】
 対象Ⅱ重度の障がいがある2つ以上あり、常時特別な介護が必要な20歳以上の成人
 所得制限があります。また、特別障害者・障害児福祉手当の障がい者施設・養護老人ホームなどに入所、病院・診療所などに3カ月を超えて入院する場合を除きます。
 支給額Ⅱ月額2万6千円
 【障害児福祉手当】
 対象Ⅱ重度の障がいがあり、常時介護が必要な在宅の20歳未満

【申請・問合せ先】
 障害福祉課(☎64・1372)

市は、特別障害者・障害児福祉手当を支給しています。新たに該当すると思われる人は相談してください。申請には医師の診断書が必要な場合があります。

【特別障害者手当】
 対象Ⅱ重度の障がいがある2つ以上あり、常時特別な介護が必要な20歳以上の成人
 所得制限があります。また、特別障害者・障害児福祉手当の障がい者施設・養護老人ホームなどに入所、病院・診療所などに3カ月を超えて入院する場合を除きます。
 支給額Ⅱ月額1万4千140円
 なお、発達障がいがあり、在宅で特別の介護が必要な人も、特別障害者・障害児福祉手当の対象となる場合があります。
 【申請方法】
 障害福祉課にある申請書に、認定請求書、医師の診断書・所得状況届などを添えて提出してください。
 【申請・問合せ先】
 障害福祉課(☎64・1372)

ねんきん 退職者は国民年金へ 厚生年金加入者は変更手続きを

厚生年金に加入していた20歳以上の人が60歳未満で退職したときは、国民年金の第1号被保険者になるための手続きが必要です。

また、退職した人に扶養されている60歳未満の配偶者も第1号被保険者に変更するため、手続きが必要です。

第1号被保険者の保険料は、月額15,250円です。

保険料を納めることが経済的に困難な場合は、保険料の納付を免除される特例免除制度があります。免除を受けると将来の年金受給額が減額されますが、10年以内に保険料を追納すれば、受給額を増やすことができます。

保険料の不納や申請遅れがあると、万一のときに障害年金などを受け取れない場合があります。忘れずに手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】
 ▼年金手帳または基礎年金番号通知書▼印鑑(本人が署名する場合は不要)▼退職を確認できる公的機関の証明書(雇用保険受給資格者証・離職票など)
 【申請・問合せ先】
 ▼市民年金課(☎64-1333) ▼京都南年金事務所(☎075-643-2547)